

## 第1次試験合格者説明会などで寄せられた主な質問等について

平成30年度労働基準監督官採用試験第1次試験合格者等説明会の場などで寄せられた、採用関係等の主な質問事項をまとめましたので、今後の参考にしていただきますようお願いいたします。

### 1. 採用面接について

問1 採用面接において、第1志望の労働局の面接は8月22日に受けた方が有利になりますか。

(答) 第1志望の労働局については、8月22日から8月24日までの間に採用面接を受けていただくこととなりますが、採用面接の結果については、8月24日までにお伝えしますので、初日の8月22日に受けた方が有利になるといったものではありません。

問2 第1志望の労働局の面接日程が確定するのはいつになりますか。

(答) 採用面接登録票で記入していただいている第1希望の日程から変更をお願いする場合には、8月21日の最終合格発表後速やかに第1志望の労働局から連絡をいたしますので、面接日程が確定するのは最終合格発表後すぐということになります。

第1希望の日程から変更がない場合には、第1志望の労働局からは特段の連絡はしませんが、今後の予定を組み立てる上で変更の可否をすぐに確認したいという方は、労働局へ連絡してください。

### 2. 労働基準監督官のキャリアパス（異動等）について

問3 3年目及び13年目以外の時期に、他の労働局へ異動することがありますか。

(答) 原則として、3年目と13年目に各2年間の異動を予定しておりますが、それ以外の時期にも、本人の異動希望がありましたら、他の労働局の欠員状況等も踏まえつつ、異動していただく可能性もあります。

問4 3年目及び13年目の異動の際は、希望する労働局に異動することができますか。

(答) 異動前には、希望等についてもお聞かせいただきますが、各労働局の状況等も踏まえつつ、異動先は決定することになりますので、ご希望に添えないこともあります。

これらの異動は、労働基準監督官として幅広い経験を積み、広い知識を得るために非常に重要なものとなりますので、その点をご理解いただきますようお願いいたします。

問5 厚生労働本省への異動は3年目にしか希望することができませんか。

(答) 厚生労働本省への異動時期は、原則、採用後3年目を予定しておりますが、3年目以降にも希望を出していただくことは可能です。

問6 採用労働局が生活本拠地となりますが、採用後に生活本拠地を変更することはできますか。

(答) 変更希望がある場合には、個別事情等をお聞かせいただいた上で、各労働局の事情等も踏まえて判断させていただくこととなりますが、原則は、採用された労働局を生活本拠地として勤務していただくこととなります。

問7 採用労働局内での異動はありますか。

(答) 採用労働局内では概ね2～3年毎に異動があり、各労働基準監督署や労働局などで勤務していただくこととなります。

### 3. その他

問8 大学院在学中ですが、最終合格した場合、採用を一旦保留して、再来年度に採用してもらうことはできますか。

(答) 最終合格した方が掲載される労働基準監督官採用候補者名簿の有効期間は最終合格発表日から3年間であるため、採用を辞退されない限り、平成

32年度以降も引き続き採用候補者となります。

なお、来年度の各労働局の採用予定者数等にもよりますので、現時点で志望される労働局での採用が可能かどうかをお約束することはできませんが、再来年度に採用を希望される場合には、来年度に採用を希望される労働局の採用面接を受けていただくことが必要です。

最終合格者の中で、一旦採用を保留される方などについては、来年度中に改めて意向を確認する予定としておりますので、その際に採用希望の有無等についてお伝えいただくこととなりますので、ご承知置きください。

問9 既卒で民間企業の経験がありますが、新卒の方が採用されやすいといったことはありますか

(答) 新卒、既卒のどちらかによって、採用されやすいといったことはありません。労働基準監督官の業務においては、民間企業での経験が活かせる場面が多々あります。

問10 労働基準監督官の試験区分がAとBで、採用された後の職務の違いはありますか

(答) 試験区分がAかBかによって、採用された後の従事する職務に違いはありません。

なお、Bの採用区分で採用された方を中心として、職員構成や本人の希望等を踏まえつつ、5年目以降に安全衛生業務を中心とした業務に従事していただくキャリアパスもあり、ご自身にとって得意な分野に関するキャリアを伸ばしていくことも可能となっております。